

附 則

- 1 この規約は昭和 33 年 2 月 1 日より実施する。
- 2 この規約は平成元年 6 月 16 日一部改正する。
- 3 この規約は平成 17 年 6 月 30 日一部改正する。
- 4 この規約は平成 18 年 6 月 29 日一部改正する。
- 5 この規約は平成 20 年 6 月 1 日一部改正する。
- 6 この規約は平成 23 年 5 月 28 日一部改正する。

① 総務会の構成について

地域支部長代表・職域支部長代表については、市町村合併が進んだ今日、代表の基準が明確になっていない。従って、地域・職域支部長代表については、支部設立要件を満たしている党员 50 名以上の全支部長とする。

② 公募について

公募の是非については選挙対策委員会で決定する。この場合、現職を有する選挙区においては同委員会の出席者の 3 分の 2 以上の議決により公募は行わないことができるものとする。なお、当該選挙に立候補しようとする者は除斥する。その結果、公募制を採用する場合は、「国会議員候補予定者公募制度管理委員会規約」、「国会議員公認候補予定者公募要領」により公募する。

公募による選考を行なう場合の参議院議員の選考委員は、現行通り県連会長及び県連顧問並びに総務の職にある者、地域支部代表者 75 名以内（うち女性 30 名以上）並びに職域支部及び友好団体代表 10 名以内の計 150 名以内で構成する。衆議院議員については、選挙区内の 3 年以上の継続党员により選考する。

- 7 この規約は平成 29 年 5 月 27 日一部改正する。
- 8 この規約は令和 3 年 5 月 28 日一部改正する。